

くまもとゼロカーボン資金実施要領

(目的)

第1 熊本県中小企業融資制度要項に定義する中小企業者が事業活動におけるCO2排出量削減を図るために必要な設備導入に係る資金繰り支援を行い、中小企業者のゼロカーボンに向けた取組みを促進することを目的とする。

(融資対象者)

第2 融資対象者は、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省エネルギー設備（新設については電気等の非化石燃料を使用する設備に限る。更新については更新前よりCO2排出量が10%以上減少する設備に限る。）、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が売電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者（別表）
- (2) 中小企業庁の「事業再構築補助金（グリーン成長枠）」の交付決定を受けた者

(資金使途)

第3 資金使途は、設備資金とする。

なお、中古品については、化石燃料を使用する車両を次世代自動車に買い替える場合に限る。

(融資限度額及び融資期間)

第4 融資限度額は、8,000万円以内とし、融資期間は、10年以内（据置期間1年以内）とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付又は手形貸付とする。

(返済方法)

第6 返済方法は、原則として均等分割返済とする。なお、手形貸付は一括返済も可能とする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.50%以内

7年超 1.90%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第8 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
県補助率	1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	0.00	0.00
事業者負担率	0.50							0.40	0.25

「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
県補助率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
事業者負担率	0.20								

※会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。

(担保)

第9 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第11 本資金の申込先は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、設備導入計画書(様式1)とする。

なお、融資対象者(2)の場合は、交付決定通知書の写し及び採択された事業計画書の写しを併せて提出するものとする。

第12-2 融資実行後、設備導入が完了した場合は、設備導入報告書(様式2)を提出するものとする。

別表(新設用)

	設備区分	対象設備例
省エネルギー設備 (電気又は非化石燃料を使用する設備に限る)	1 熱源設備・熱搬送設備	ヒートポンプシステム、廃熱利用設備など
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、貯湯槽など
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、全熱交換器、外気冷房システムなど
	4 厨房設備	調理設備、保存・保管設備、配膳設備など
	5 冷凍冷蔵設備・乾燥設備	業務用乾燥機など
	6 生産設備	圧縮機、製造加工設備、加熱・冷却・乾燥設備など
	7 発電設備(再生可能エネルギー設備以外のもの)	非常用発電設備(非常時に使用する燃料は、化石燃料でも可とする)
	※1～7に付帯する受変電設備・エネルギー管理システムも対象	
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備	高断熱ガラス、建物の断熱強化、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備	太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
蓄電池	リチウムイオン蓄電池など	
次世代自動車又は充電設備等	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車充電設備、燃料電池自動車水素供給設備など	

別表(更新用)

	設備区分	対象設備例
省エネルギー設備 (更新前よりCO2排出量が10%以上減少する設備に限る)	1 熱源設備・熱搬送設備	ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率ボイラーなど
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、高効率給湯器、貯湯槽など
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、全熱交換器、外気冷房システムなど
	4 照明設備	Hf型蛍光灯、LEDなど
	5 厨房設備	調理設備、保存・保管設備、配膳設備など
	6 冷凍冷蔵設備・乾燥設備	省エネ型冷蔵冷凍設備、業務用乾燥機など
	7 昇降機設備	インバータ制御システム、エスカレーターへの人感システム導入など
	8 生産設備	圧縮機、製造加工設備、加熱・冷却・乾燥設備など
	9 発電設備(再生可能エネルギー設備以外のもの) (常用から非常用への更新を含む)	発電設備、コージェネレーション設備、燃料電池設備など
	※1～9に付帯する受変電設備・エネルギー管理システムも対象	
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備	高断熱ガラス、建物の断熱強化、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備	太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
蓄電池	リチウムイオン蓄電池など	
次世代自動車又は充電設備等	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車充電設備、燃料電池自動車水素供給設備など	

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

設備導入計画書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県くまもとゼロカーボン資金において、下記のとおり設備導入に係る計画書を提出します。

No	新規 更新	設備の種類	設備、機器、工事等の内容 (製品名、型番、数量など)	節電・省エネルギー の効果想定

※節電・省エネ効果の根拠が分かる書類（仕様書、カタログ等）を添付してください。

※設備更新で、化石燃料使用機器を導入する場合、電気等の非化石燃料を使用する設備との比較ができる資料（更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料）も添付してください。

年 月 日

設備導入報告書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県くまもとゼロカーボン資金において、下記のとおり設備を導入しましたので報告します。

導入設備

No	製品名	設置場所	設置完了日

※製品それぞれの領収書、設置完了報告書等を添付してください。

※設置状況が分かる写真、地図等を添付してください。